

第 1 章 総則

第 1 目的

この指導指針は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）及び柏市火災予防条例（昭和 37 年条例第 2 号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び運用並びに指導事項を明確にし、本市における消防同意事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

第 2 運用上の留意事項

この指導指針は、防火に関する規定の運用解釈、取扱い等の法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び都市部の密集性あるいは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために付加した行政指導事項である。

これらの指導事項については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

なお、消防用設備等に関する規定の緩和にあたっては、消防法施行令第 32 条の規定を適用する。

第 3 用語例

- 1 法とは、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)をいう。
- 2 政令とは、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)をいう。
- 3 省令とは、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)をいう。
- 4 危政令とは、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)をいう。
- 5 危省令とは、危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号)をいう。
- 6 条例とは、柏市火災予防条例(昭和 37 年条例第 2 号)をいう。
- 7 条則とは、柏市火災予防条例施行規則(昭和 37 年規則第 16 号)をいう。
- 8 告示とは、消防関係法令告示をいう。
- 9 建基法とは、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)をいう。
- 10 建基政令とは、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)をいう。
- 11 建基省令とは、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)をいう。

- 1 2 J I Sとは，日本産業規格をいう。
- 1 3 耐火構造とは，建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- 1 4 準耐火構造とは，建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。
- 1 5 防火構造とは，建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- 1 6 不燃材料とは，建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- 1 7 準不燃材料とは，建基政令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- 1 8 難燃材料とは，建基政令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- 1 9 防火設備とは，建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定するものをいう。
- 2 0 特定防火設備とは，建基政令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。
- 2 1 防火戸とは，防火設備である防火戸又は特定防火設備である防火戸をいう。
- 2 2 認定品とは，規則第 31 条の 4 に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。

第 4 指導指針の適用範囲

- 1 この指導指針は，平成 31 年 4 月 1 日から適用するものとする。
- 2 この指導指針適用の際，新築，増築，改築，移転若しくは模様替えの工事中又は消防用設備等の改修中以外の防火対象物のうち，適用後の規定に適合しないものに係る消防用設備等の技術基準については，この指導指針にかかわらず，なお従前の例によるものとする。